

令和7年第8回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和7年8月29日（金曜日）午前9時30分

2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室

3. 出席委員	教育長	石塚 康英
	教育委員（教育長職務代理者）	櫻井 由子
	教育委員	猪瀬 哲哉
	教育委員	石隈 利紀
	教育委員	戸部 明彦

4. 欠席委員 なし

5. 委員以外の出席者

教育部長	飯竹 永昌
教育参事	鈴木 邦弘
教育次長兼保健給食課長	松崎 剛
教育次長兼図書館課長	香取 美弥
教育総務課長	澤部 慶
学務課長	石橋 陽一
指導課長	丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当）	仲田 敦夫
生涯学習課長	秋山 和也
子ども青少年課長	長塚 逸人
スポーツ振興課長	稲村 忠弘
政策推進部次長兼文化芸術課長	飯山貴与子
教育総合支援センター課長補佐	唐口 薫
都市整備部次長兼中心市街地整備課長	中村 有幸
中心市街地整備課課長補佐	木野本尚希

6. 書 記

教育総務課 課長補佐	鴨川 幸子
教育総務課 総務法規係 係長	中村 翔

7. 議 題

議案第30号	取手市学校産業医の委嘱について
承認第21号	令和7年第3回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認について
承認第22号	令和7年第3回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について
報告29	令和6年度取手市一般会計（教育費）の決算について

- 承認第 23 号 取手市教育委員会事務局職員の人事の発令について
報告 30 令和 7 年度第 1 回取手市部活動地域移行推進協議会について
報告 31 寄附の受入れについて（文化芸術課）
報告 32 寄附の受入れについて（学務課）
報告 33 いじめ防止策の取組状況に関する報告について

8. そ の 他

- (1) 都市整備部より取手駅西口 A 街区第一種市街地再開発事業についての報告
- (2) 取手市立取手小学校の樹木の倒木について
- (3) 9 月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前 9 時 33 分開会

○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は 5 名で定足数に達しております。令和 7 年第 8 回取手市教育委員会定例会は成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について確認のため申し上げます。

議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成とします。なお、教育長のほか、会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは初めに教育長報告をさせていただきます。

まず 1 点目、8 月 21 日、前田建設工業におきまして、公認心理師や東京藝大の先生を講師に招いての教師のためのアート思考ワークショップを開催し、市内から 38 名の教員が研修に参加しました。このワークショップは、今年度の取手市学校教育のテーマでもある「ハートとアートで子どもたちの未来を拓く取手市の学校教育」を実践するために、教師が児童生徒の作品の見方や捉え方について思考を広げ、指導に生かすということを目的としています。研修の初め山王小の取組研究報告では、アートに関するプロジェクトにより、保護者や教職員の多様な物の見方が広がったこと、あるいは児童が、創造的自己効力感が向上したという話がありました。また、第 2 部ワークショップでは、児童の実際の作品を用いて、芸大の先生から作品の見方、捉え方についての話がございました。

参加された先生方からは、自校にどう生かすかを考えていきたい、技巧や出来栄を終始して評価するのではなくて、学習過程を大切にしながら評価につなげたいといった話が印象的だったと、そういった感想がございました。本研修の成果を各校で共有し、今後の事業改善につなげていきたいと思っております。またこのときにテーマになった、今取手西小学校と桜が丘小学校で実施している朝鑑賞、月に 1 回以上朝のアート鑑賞、これを全小学校で来年度実施するというところで、お話もさせていただいたところです。

なおこの会場とさせていただきました前田建設工業 I C I キャンプは、旧白山西小学校のリノベーション施設なんです。この施設を初めて訪れる教職員がほとんどでし

て、すばらしいこの環境に大変感動して、元の白山西小も知っている教員が多かったものですから、そういう人たちから見るとすごいということでした。今後も前田建設様とは連携協力を図りながら、ともによりよい取手市の実現を図っていききたいと、そのように考えているところです。

続きまして2点目です。放課後子どもクラブ職員研修についてです。学校教育において子どもたちとのかかわりというのは、我々は当然重視してやってるわけですが、子どもにとってみると教室も放課後児童クラブもやっぱり居場所としては同じように重要なところで、そこの職員たちに対する研修の重要性っていうのは、やはり私たちも課題として非常に考えているところです。今回、この放課後子どもクラブの職員を対象にした研修を三つのテーマで開催をさせていただきました。

一つ目が、子どもの人権についての研修です。子どもが自分の気持ちや意見を表現できる、安心できる環境づくりの秘訣等について、現場経験豊かな講師から助言を受けておりました。

次に、不審者対応に関する研修です。実際に広報警報装置を操作したり、警察や警備会社の職員等が到着するまでの間の対応について、実践的なアドバイスを受けたという、そういう研修になります。

最後が、いじめの未然防止・早期発見の研修です。やはりクラブでの子ども同士のトラブルが、翌日以降の教室でのトラブルにつながっていくということは当然起こり得ることで、やはりクラブの中でのいじめの未然防止を図ってもらうということの重要性、これを感じていただきました。グループワークでは、実際に取り組んだ事例発表を挙げながら、いじめの見逃しゼロに向けた支援についての意見交換をしたところでございます。

この三つの研修は、放課後、あるいは学校休業日等における児童の安全安心な生活を支援する職員として、必要不可欠と考えている三つのテーマでございまして、夏休み前に集中して実施させていただきました。職員全体の意識の向上を図ることで、クラブに通う全ての児童が心身ともに安心安全に過ごせる環境づくりを進めて、より一層楽しく通うことができるようなクラブの運営をしていきたいと、そのように考えているところです。

次に、JamJam展の開催についてです。体験美術場V I V Aを主会場としまして、「JamJam展 2025ー表現よ、わたしを超えろ」が7月19日から、初めて開催をされました。この展覧会は、取手アートギャラリーの活性化や、市内で活動している制作者をつなぐネットワークの形成などを目的としたもので、年齢、国籍、キャリアを問わず出品を公募した結果、187人もの出品者が参加をしました。出品数が253点、来場者数が3,500人という大変盛り上がった企画になりました。

主催は連携協定を締結している取手市、藝大、J R東日本、アトレ取手の4者、ほかに取手アートプロジェクトオフィスが運営、藝大が助言・協力、アトレ取手、J R東日本及び市が広報のサポートを担当します。駅の構内のアナウンスで定期的にJamJam展についての構内アナウンスが、「2番線に電車が到着します」と同じようにJamJam展の広報が流れていて、J Rさんも本当に一生懸命取り組んでくれたなあとなんなふうな感想を持ちました。見るだけではない、参加する展覧会となりまして、アンケートを取りましたところ、非常に好意的な感想が寄せられまして、アートのまちとしての市の魅力についても再確認されたという様子を伺ったところです。

そのほかの行事報告につきましては本日の資料の後半に、ふじしろ図書館の行事、

交通安全対策会議、それから学校運営協議会等について掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。私からの報告は以上です。

では本日の議事に入ります。

この前にまずお諮りをいたします。本日の議事の中で、承認第 21 号、令和 7 年第 3 回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認についてと、その他のうちの一つ目、都市整備部による取手駅西口 A 街区第一種市街地再開発事業についての報告については、取手駅西口の再開発事業と関連する内容が含まれますことから、市長部局の都市整備部の職員に出席を求め、必要に応じて説明を受けることとしたいと考えております。この点について御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。では、御異議なしと認めます。よってただいま決定した議事に限り、都市整備部の職員に出席を求め、説明を受けることといたします。

それではこれより本日の議事に入ります。

議案第 30 号、取手市学校産業医の委嘱についてを議題といたします。説明を求めます。松崎教育次長兼保健給食課長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎剛）

保健給食課の松崎です。どうぞよろしくお願いいたします。議案第 30 号、取手市学校産業医の委嘱について御説明いたします。

白山小学校産業医の龍田泰成氏から、8 月末での退任の意向がありましたので、取手市医師会から海老原聰氏を推薦いただきまして改めて委嘱するものでございます。

次のページ、ページ番号 1 を御覧ください。委嘱年月日は令和 7 年 9 月 1 日で、任期は前任者の在任期間ですので、令和 9 年 3 月 31 日までです。なお、海老原聰氏は寺原小学校、高井小学校の学校産業医も務めていただいております。説明は以上です。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑、意見なしと認めます。これより、議案第 30 号を採決いたします。お諮りします。議案第 30 号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認め、議案第 30 号は原案のとおり、決定をいたします。

次に、承認第 21 号となりますが、先ほど議決されましたとおり、都市整備部の職員に出席を求めます。都市整備部の職員が着席するまで少しお待ちください。

〔都市整備部の職員が着席〕

○教育長（石塚康英）

それでは、承認第 21 号、令和 7 年第 3 回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認についてを議題といたします。本件について説明を求めます。澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

教育総務課澤部でございます。承認第 1 号につきまして私のほうから御説明をさせていただきます。なお、複数の所管にわたりますので説明は私から一括して御説明を

申し上げますが、質疑は各所管にてお答えをさせていただきます。

承認第 21 号の上から 1 枚おめくりください。ページ番号がページ下部に付されておりますが、1 ページ、2 ページとなります。今回、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）及び令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）の 2 件につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、8 月 20 日付けで取手市長から意見を求められ、8 月 25 日付けで異議のない旨回答をいたしました。この決定に際し、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程に基づき教育長において専決処分を行いましたので報告し、承認を求めるものでございます。

各ページ下部に記載されておりますページ番号で、3 ページを御覧ください。横長のページとなります。令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）についてです。主としまして、歳入歳出それぞれ 12 億 9,377 万 8,000 円を追加するものでございます。この補正予算案のうち教育費につきまして、御説明を申し上げます。そのページ番号で 16 ページをお開きください。16 ページ下段、教育総務費の学校施設整備基金積立金につきましては、学校施設の老朽化対策等に備え積立てを行うため、1 億円を増額するものでございます。

引き続きまして次のページ、17 ページ上段、小学校費の小学校保健衛生に要する経費を御覧ください。小学校口腔衛生推進事業として、虫歯予防が生涯を通じた歯と口腔内の健康づくりの基礎となることから、茨城県が推進しているフッ化物洗口事業を取手小学校及び藤代小学校の 2 校においてモデル的に実施をするものでございます。主な経費としまして、薬剤や紙コップ等の購入費用として 45 万 3,000 円、準備や片づけなどを行う支援員を雇用する費用として 110 万 5,000 円、総額 155 万 8,000 円を増額計上しております。なお、この事業の財源として、歳入のほうで国庫補助金の医療施設運営費等補助金、県補助金の教育支援体制整備事業費補助金をそれぞれ計上しております。

歳出、その下、給食施設整備に要する経費についてです。給食施設の夏季点検におきまして、取手小学校、取手東小学校、戸頭小学校の給食備品の中で、早期に改善すべき箇所が判明いたしました。安全で安心な給食提供をしていくため、修繕対応分として 51 万 5,000 円、そのほか今後見込まれる修繕費として、令和 6 年度の下半期修繕実績額を勘案し 110 万円を必要額と見込み、合計 161 万 5,000 円を増額計上しております。

続きまして 18 ページの上段を御覧ください。社会教育費、公民館施設整備に要する経費につきましては、令和 7 年 7 月に実施しました電気工作物定期点検におきまして、永山公民館及び戸頭公民館の気中負荷開閉器及び高圧引込みケーブルの老朽化が著しく、早急な修理が必要との報告がありました。このことから修繕料 463 万 1,000 円を増額計上いたします。こちらの財源につきましては公共施設整備基金繰入金から 416 万円を充当しております。

その下、埋蔵文化財調査・整理に要する経費につきましては、開発行為や住宅建築など、土木工事の前に実施する市内遺跡確認緊急発掘調査経費について、当初の想定より調査件数が増加いたしました。このため調査 8 件分の経費、217 万円を増額補正するものでございます。

ページが少し飛びます。ページ番号 23 ページを御覧ください。令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてです。市として、

歳入歳出それぞれ1,500万円を追加するものでございます。28ページを御覧ください。

28ページ、取手駅北地区建築物整備事業に要する経費におきまして、1,500万円を増額計上しております。これは取手駅西口A街区における市街地再開発事業において、整備予定の再開発ビル内に市が整備を検討している複合公共施設整備に関する基本計画を策定するための策定支援業務委託料となります。この補正予算案は、先般、8月8日に、再開発準備組合が新たな事業協力者と事業協力協定の締結に至り、また、変更後の施行予定区域における事業計画案がまとまったことを受け、速やかに複合公共施設の基本計画の策定作業に着手するためのものであり、この複合公共施設につきましては、教育委員会が所管する社会教育施設でございます図書館機能を中心とした施設を計画していることから、教育委員会に対し意見を求められたものでございます。

この両補正予算案とも、8月26日付けで、取手市長から取手市議会議長あてに議案として送付をされております。9月2日開会予定の令和7年第3回取手市議会定例会において審議される予定の内容となっております。以上、御報告をさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

それでは説明が終わりました。本件に関しまして質疑、御意見等がありましたらお願いいたします。はい、櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。今御説明の中にあつた中の、西口都市整備事業、特に図書館を核とした複合施設のほうなんですけれど、どのような進捗状況になっているか、詳しい説明をお願いしたいと思います。

○教育長（石塚康英）

それでは都市整備部中村次長。

○都市整備部次長兼中心市街地整備課長（中村有幸）

都市整備部中心市街地整備課中村でございます。進捗状況につきまして御報告させていただきます。現在、再開発事業につきましては、施行エリアが変更になったことに伴いまして、新たな施行エリアで事業計画を検討すべく、協議調整などを進めてまいりました。そういった過程の中で、以前は大京・戸田建設が事業協力者として行っていたわけなんですけど、新たな事業協力者としてしましてフージャースコーポレーションと8月8日付けで事業協力協定を締結するということに至りましたことから、新たな施設計画の提案を受けまして、その提案を反映させた複合公共施設の基本構想の素案の検討作業を進めているというところでございます。

現在その施設計画を反映させた素案につきまして検討作業を進めている中で、今後12月あたりを目標に、この基本構想を策定し、公表してまいりたいというふうに考えております。

その後、基本計画の策定作業に着手をしたいというふうに考えておるところでございますが、やはり施設計画につきましても、施行区域が変更になったことから、少し遅れが生じている部分もあり、その検討作業の遅れを少しでも短縮するために、複合公共施設の基本計画の予算計上を9月補正にさせていただきますして、基本構想の策定後、速やかに基本計画に着手できるよう、今回の補正予算に計上させていただいたということでございます。

基本構想につきましては、12月の策定・公表を目標に、今後パブリックコメントな

どを行いまして、市民の皆さんの意見を伺いながら、策定に向けて進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますでしょうか。

それでは質疑、意見なしと認めます。これより承認第 21 号を採決いたします。お諮りします。承認第 21 号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

異議なしと認めます。よって、承認第 21 号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

承認第 21 号が終了しましたので都市整備部の職員の皆様は御退席ください。お疲れ様でした。

〔都市整備部の職員が退席〕

○教育長（石塚康英）

続きまして承認第 22 号、令和 7 年第 3 回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認についてを議題といたします。説明を求めます。仲田教育総合支援センター担当課長。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

教育総合支援センター仲田です。承認第 22 号、取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

初めに、いじめの重大事態の定義について御説明します。いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項において、いじめの重大事態の定義は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを第 1 号、いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを第 2 号としています。今回の条例改正に関わるのは第 2 号、いわゆる不登校重大事態と表しているものとなります。本件につきましては、文部科学省が策定しているいじめの重大事態の調査に関するガイドラインが令和 6 年 8 月に改定され、不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行うことが明記されました。今後、不登校重大事態の対処について、学校主体での調査ができること、学校主体調査を行う場合の手続についてを、第 21 条、第 21 条の 2 を条文に追加することにより、明確化しました。

この改正にあわせまして、学校主体での調査を行う場合には、本条例により設置されている第三者委員会の取手市いじめ問題専門委員会に、学校主体調査についての意見を事前に聴くこと、調査の結果を事後に専門委員会に報告すること、また取手市いじめ問題専門委員会運営規則で規定されている専門委員会の組織構成についても整備するものです。

また、学校主体調査の明確化に伴い、第 5 条以降にある「当該学校のいじめの防止等の対策のための組織」を「学校いじめ対策組織」に略称の見直しを行うものです。この条例は公布の日から施行するものです。私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。本件について質疑、御意見がありましたらお願いいたします。
はい、櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。今の御説明の中の改正後の19条の4のほうですけど、前3条に定めるもののほか専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は教育委員会が規則で定めるということで、これは条例が議決されて、この後、施行規則的なものが新たにつくられるというようなことでしょうか、それとも既存のものがあるということでしょうか。

○教育長（石塚康英）

はい、教育総合支援センター唐口課長補佐。

○教育総合支援センター課長補佐（唐口薫）

教育総合支援センター唐口です。今の御質問なんですけれども、もともと取手市いじめ問題専門委員会運営規則というものがございます。そちらにおいて、いじめ問題専門委員会の組織ですとか、調査においての専門部会についての規定がもともとございました。今回このガイドラインができて、条例改正に至るまでの間に、取手市いじめ問題の専門委員会の委員の方から、ほかの市町村ではそういった組織構成についても条例に規定している市町村が多いということの御意見をいただいたので、今回こちらの改正に合わせて、取手市においても今まで運営規則で規定していたものを条例に載せ替えたものとなります。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。では、規則に関しては従来のもをそのまま踏襲するという形でよろしいということですね。

○教育長（石塚康英）

はい、澤部課長。

○教育総務課長（澤部慶）

教育総務課の澤部でございます。この後、9月取手市議会定例会のほうでこの条例案が審査されまして、可決決定をいただきました折には、会議の規則ということになりますいじめ問題専門委員会運営規則、これは改正が必要になるというふうに考えております。条例改正の後、この運営規則の改正案につきましては教育委員会のほうに議案としてお出しさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

そのほかいかがでしょうか。はい、石隈委員

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。確認なんですけれども、5ページ19条の3に、今専門部会のことを話題になってますが、専門部会の部会または第21条3項の規定により学校いじめ対策組織が調査を行う場合における委員として臨時委員を委嘱することができるということが書いてあって、これ前から私もいろいろ、一緒に検討してきたことですが、この臨時委員というのはいわゆる今の文部科学省のガイドラインで言えば、第三者委員に近いということですのでよろしいでしょうか。

○教育総合支援センター課長補佐（唐口薫）

はい、さようでございます。

○教育委員（石隈利紀）

専門部会の部会とかその立場からいうと臨時なんですけど、一般的に言うと、臨時委員を委嘱するのは、第三者性の確保という視点でいつもの委員じゃない人を事例によって入れるよとか、保護者との打合せによって入れるよということなんで、臨時委員というのは第三者委員というふうに読み替えられますので、どこかで「(第三者委員)」じゃないですけど、調査を行う委員として、何か公平性を担保するためとか、今後そういう趣旨がより明確に、臨時っていうのはテンポラリーという委員の立場だけの説明なので、あるといいなということで、今後の課題です。今すぐにとということじゃないかもしれませんが、この辺が他の都道府県の会議でも、従来ある組織っていうのは、日頃から学校と関わっている、教育委員会と関わってる組織なので、第三者性の担保というところで事例によっては、それ以外の人を委嘱することが望ましいというのが去年の国のガイドラインにも明記してあったのでということで、確認と意見です。

○教育長（石塚康英）

何かありますか。はい、唐口課長補佐。

○教育総合支援センター課長補佐（唐口薫）

今回、学校主体調査ができるという規定の中で、そちらの調査の公平性ですとか中立性を確保するために、取手市としては学校のいじめ対策組織の中に、必ずいじめ問題専門委員会の御助言をいただいて、こういった専門の臨時委員を入れたほうがいいよねっていう中で、臨時委員を委嘱して、調査に当たっていただく予定でいるんですけども、実際学校主体調査に当たる委員の皆様は、取手市いじめ問題専門委員会の委員でも良い、もしくは新たに委嘱した臨時委員でも良いという形の条例案にしております。

○教育委員（石隈利紀）

分かりました。私が強調したのは、学校主体じゃなくて市が主体としてやる場合の第三者ということで、今回学校が主体でやる場合にも、専門部会の委員を使っていいよと、そういう意味ですね。分かりました、整理できました。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

はい、櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

今の石隈委員の御指摘があったところと関連してなんですが、6ページの第21条の2のところで、「学校いじめ対策組織が調査を行う場合であって、教育委員会が調査のために必要があると認めるときは、専門委員会の委員及び第19条の3に規定する臨時委員のうちから、事案ごとに指名する委員を学校いじめ対策組織による調査に参加させることができる」とありますが、これの指名は誰が行うのでしょうか。この文章からは、誰が、どこが、つまり教育委員会が指名するのかあるいは学校いじめ対策組織が指名するのか、ちょっと読み取れないのでお願いします。

○教育長（石塚康英）

はい、教育総合支援センター唐口課長補佐。

○教育総合支援センター課長補佐（唐口薫）

教育委員会が指名をして委嘱するという形になるんですけども、それ以前に、個別の事案について取手市いじめ問題専門委員会のほうに御報告した段階で、こういっ

た専門職の人を入れたほうが良いという御助言をいただいた上で、教育委員会が臨時委員として委嘱して調査に当たっていただく予定であります。失礼しました、臨時委員は取手市いじめ問題専門委員会の委員長が指名してということなので、こちらで委嘱し直すという形になります。

○教育長（石塚康英）

委員長ね。教育委員会ではなくてね、委員長。じゃあ、そこ議事録の修正してください。そのほかございますか。はい、櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

条文的にいかがなものでしょう。誰が指名するのかという、それが明記文章から読み取れないというのは、問題はないものなんでしょうか。これ法令文書に当たるかと思うんですけど。

○教育長（石塚康英）

澤部課長どうですか。

○教育委員（櫻井委員）

すいません今の御説明にあった専門委員会の委員長が指名ということですが、この第21条の2の中に委員長ということが出てないので。

○教育長（石塚康英）

ちょっと一度止めますか。暫時休憩します。

〔質問への回答の精査のため休憩〕

○教育長（石塚康英）

では議事を再開いたします。はい、教育総合支援センター唐口課長補佐。

○教育総合支援センター課長補佐（唐口薫）

失礼いたしました。先ほど御質問いただいた件で、第三者委員会で調査を行うときの専門部会を立ち上げる際の臨時委員につきましては、いじめ問題専門委員会の委員長が指名するという形になります。学校主体調査を実施する場合には、いじめ問題専門委員会に、重大事態の報告をして、その際に、調査主体と、あと第三者委員、どういった人を入れるべきかについて、御助言・御審議いただいて、御意見をいただいた上で、教育委員会が実際の調査主体と臨時委員を決める形になります。だからその場合、不登校重大事態であって学校主体調査でいいのではないかといういじめ問題専門委員会の御意見をいただいた後に、教育委員会が改めて調査主体を学校主体とするという決定したときに、こういった臨時委員を入れたほうが良いという御助言をもとに、教育委員会が示し、委嘱して学校主体調査に当たっていただくようになる流れとなっております。

○教育委員（櫻井由子）

分かりました、ありがとうございました。そうするとこの条文のとおり、この場合、教育委員会が調査のために必要があると認める場合だということで、この場合の指名の主語も教育委員会ということで、この条文に齟齬がないということですのでよろしいですね。ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。そのほかいかがですか。よろしいでしょうか。

それではこれにて質疑、意見を終結いたします。これより承認第22号を採決します。お諮りいたします。承認第22号は報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって承認第 22 号は報告のとおり承認することに決定しました。

続きまして報告 29、令和 6 年度取手市一般会計（教育費）の決算についてを議題といたします。本件について報告を求めます。飯竹教育部長。

○教育部長（飯竹永昌）

教育委員会飯竹です。私から報告 29、令和 6 年度の決算について御説明申し上げます。

令和 6 年度決算報告書の抜粋を御覧ください。教育費の前に、取手市全体の決算の状況を説明させていただきます。決算報告書 6 ページを御覧ください。「1 予算の状況」についてであります。令和 6 年度の一般会計当初予算は、428 億 4,000 万円でした。その後、計 12 回の補正予算を組み、最終予算現額は 534 億 6,190 万 1,000 円となりました。

次に、決算報告書 7 ページ中ほどの決算額を御覧ください。歳入決算額は 487 億 8,504 万 7,000 円で、令和 5 年度と比較しますと、10 億 2,401 万 6,000 円の増となりました。また、歳出決算額は 470 億 9,731 万 1,000 円で、令和 5 年度と比較しますと、7 億 9,455 万 1,000 円の増となりました。

また、決算報告書 9 ページ中段の歳出の状況を御覧ください。議会費から諸支出金までありますが、資料には記載がございませんが、歳出においてどのような事業を実施したかを簡単に御説明させていただきます。

まず、総務費です。主な事業としまして、藤代庁舎照明器具 L E D 化事業を取手市では初となる、ESCO 手法の活用により実施し、第 2 次取手市地球温暖化防止実行計画に基づいた庁舎の省エネルギー化を推進しました。また、取手市のシティプロモーションサイトであります、ほどよく絶妙とりでをリニューアルし、市の魅力を市内外の方に幅広く発信し、市のイメージアップに取り組みました。さらに、防災力の強化という観点からは、令和 5 年度に集中豪雨による被害を受けた双葉地区におきまして、防災無線を高性能化するなど、災害対策を実施しました。

次に、民生費です。主な事業としましては、低所得者世帯への給付金、給食費負担軽減事業など、エネルギーや食材料費等の高騰対策として実施した各種事業により、市民の皆様の暮らしを支援しました。また、市が掲げるこどもまんなか社会の実現に向け、取手市こども計画を策定し、市の子育て施策の総合的な指針を定めました。

次に、衛生費です。母子健康手帳アプリを新たに導入し、面談や健診等の予約、問診票の入力などをオンラインで可能としたことで、妊産婦の負担軽減と利便性の向上を図りました。

次に、商工費です。主な事業としましては、とりで利根川大花火大会の花火打ち上げ数を増発し、花火大会の規模を拡大することで、にぎわいの創出につなげました。

次に、土木費です。主な事業としましては、桑原、井野台一丁目、野々井の 3 路線の通学路整備事業を実施し、交通の円滑化や危険箇所の解消を図りました。また、桑原地区の整備推進事業では、準備組合が行う調査設計業務に対する助成や、理事会等の開催を支援し、土地区画整理組合の設立に向けた関係権利者の合意形成を支援しました。

次に、消防費です。主な事業としまして、取手消防署に配備しております救助工作

車の更新、さらには災害対応用の空中ドローンの導入などを行い、消防緊急体制の強化を図りました。

最後に、災害復旧費です。令和5年6月2日の集中豪雨により被災した市内道路3路線の復旧工事を実施し、市民が安全に通行できるように、災害復旧を進めました。

それでは、教育費について御説明申し上げます。21ページをお開きください。総務事務に要する経費は、戸頭小学校における学校徴収金等の不適切な会計処理に伴う未返還金を保護者等に支払うため、支払い手続に係る郵送料等、通信運搬費、また、未返還金を返還するまでの期間にかかる遅延損害金をそれぞれ支出しました。現在も、遅延損害金の示談作業等を進めており、今後も引き続き対応を進めてまいります。

次に、22ページです。教育情報機器整備に要する経費につきましては、令和6年度において、小・中学校における教職員が使用する校務用パソコンの更新を行いました。これにより、学校の校務で使用する端末の性能が向上し、業務時間の短縮など、利便性が図られ、教職員の事務がより一層効率化されました。

次に、23ページ、教育振興に要する経費です。令和7年度に、中学校全教科の教科書が全面改訂されるため、教科書等の購入を行いました。また、働き方改革の一環として、中学校における時間割作成事務の負担軽減のため、時間割作成システムを中学校6校に導入し、令和7年度分の時間割作成事務から運用を開始しております。

次に、24ページ、教育相談に要する経費です。教育総合支援センターに、学校連携支援員、学校教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー・スーパーバイザーといった専門員を配置し、各学校の教育相談部会に出席するほか、教育総合支援センターにおいても面談を実施し、よりきめ細やかな支援を行いました。また、不登校対応支援員を配置し、支援が必要な学校に派遣するなど、新たな不登校を未然に防ぐ取組を行いました。そのほかには、子どもたちを育てていく学校づくりを目指すため、外部から講師を招き、教職員一斉研修会を開催しました。

次に、26ページ、日本語指導員に要する経費です。日本語指導員の人数を1名増員するとともに、1名の指導員の勤務日数を増やしております。

次に、27ページ、小学校管理に要する経費です。取手小学校、六郷小学校、久賀小学校、桜が丘小学校の4校において、老朽化の著しい遊具の更新を行っております。

次に、28ページ下段、小学校教育設備及び教材費に要する経費です。児童用教材の整備のほか、全小学校に算数セット及び彫刻刃を配置しました。あわせて、35ページの中学校教育設備及び教材費に要する経費にて、全中学校に彫刻刃を配置しました。これらの教材を各学校に配置することで、保護者の負担軽減を図ることができました。

次に、戻りまして30ページ、小学校施設整備に要する経費は、猛暑による児童の熱中症リスクの低減、及び避難所開設時の居住環境整備を目的として、小学校体育館空調設備設置工事に伴う実施設計を行いました。その下の小学校建設事業に要する経費、白山小学校です。長寿命化改良工事の第3期工事として、既存校舎の長寿命化改良工事を行うとともに、水道、電気、ガス等のライフラインの更新、トイレなどの衛生設備のリニューアルをあわせて行いました。また、現在施工しております、第4期工事の設計単価の見直しを行いました。

次に、31ページの小学校建設事業に要する経費、高井小学校です。校舎の増築工事を行うとともに、給食室や配膳室の改修をあわせて行い、児童数の増加に対応した教育環境の充実を図りました。その下の小学校建設事業に要する経費、戸頭小学校につ

きましては、校舎及び体育館へのバリアフリースイールの設置や、校舎出入口などの段差解消のためのスロープ設置等を行い、バリアフリー化を図りました。

続きまして、32 ページ下段、物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に要する経費につきましては、昨今の物価高騰に伴い、給食で使用する食材についても値上がりが続く中で、国の交付金の活用と、一部一般財源からの歳出により、給食の質と量を維持しつつ、給食費を値上げしないことで、保護者の負担軽減に引き続き取り組みました。また、39 ページ中段の中学校校分の同経費、66 ページ中段の給食センター分の同経費において、それぞれ同様の内容を支出しております。

次に、37 ページの中学校施設設備に要する経費です。先ほど御説明しました小学校施設整備に要する経費と同様に、猛暑による生徒の熱中症リスクの低減及び避難所開設時の居住環境整備を目的として、中学校の体育館及び武道場の空調設備設置工事に伴う実施設計を行っております。その下の中学校建設事業に要する経費、永山中学校につきましては、現在施工しております永山中学校の普通教室数を確保するための改修工事等に伴う実施設計を行いました。

次に、38 ページの中学校建設事業に要する経費、藤代南中学校についてです。校舎へのエレベーターやバリアフリースイールの設置、校舎、出入口などの段差解消のためのスロープ設置等を行い、バリアフリー化を図りました。

次に、40 ページ、生涯学習推進に要する経費についてです。出前講座を提供するとともに、市民大学講座、また、市民大学東京大学EMP特別講座として、講座を設置しております。

次に、42 ページ、コミュニティ・スクール事業に要する経費です。令和6年度、新たに市内13校に、学校運営協議会を設置しました。これにより、市内全公立小中学校がコミュニティ・スクールとなりました。あわせて、学校、地域、保護者などを対象としたコミュニティ・スクールの理解を深めるための研修を開催しました。

ページが少し飛びまして、50 ページです。放課後児童対策事業に要する経費です。主な支出は、市直営クラブにおける放課後児童支援員及び補助員の報酬、取手東小学校、高井小学校、藤代小学校3校の放課後子どもクラブ運営業務委託料となります。業務委託により、慢性的な支援員不足の解消と民間事業者が持つノウハウの活用を図ったところです。また、令和6年度は、設置から16年を経過し、各種設備が老朽化しているため、藤代小学校放課後子どもクラブ室において、利用児童の生活環境改善を図るために、室内照明のLED化や、静養室、トイレ、パーテーションの設置等の室内改修工事の実施設計を行いました。

次に、55 ページ下段、図書館活動に要する経費です。学校図書館と市立図書館とのシステム連携や、図書の配送サービス、電子書籍など、市民の多様化するニーズに対応する読書環境の整備を図りました。また、ネーミングライツ事業により、ふじしろ図書館の愛称が常陽建設ふじしろ図書館に決定し、その事業費でAV機器の更新を行い、利用者の利便性を図ることができました。

次に、62 ページに移ります。中学校部活動地域移行事業に要する経費です。主に地域部活動指導員謝礼、会計年度任用職員報酬となります。令和5年度に取手市部活動地域移行推進協議会を設置し、市内中学校の部活動や地域特性に合わせた休日における中学校部活動の段階的な地域移行の推進を図っております。令和6年度は、野球2クラブ、剣道2クラブ、女子バレーボール、空手、柔道の各1クラブの5種目、計7クラブに拡大し、モデル事業を行いました。

次に、63 ページ、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費です。主に、取手グリーンスポーツセンターの指定管理料、下水道接続工事となります。また、ネーミングライツ事業により、取手グリーンスポーツセンターの愛称が TAC 取手グリーンスポーツセンターに決定し、ネーミングライツ料を活用して、老朽化が著しいプール更衣室ロッカーの更新を行い、利用者が快適に使用できるようになりました。

次に、64 ページ、藤代スポーツセンター管理運営に要する経費につきましては、通常の施設管理運営経費のほか、令和 6 年度は、自動券売機修繕や火災報知機設備修繕、また、ネーミングライツ事業により、藤代スポーツセンターの愛称が FUYOU アリーナ藤代に決定し、ネーミングライツ料を活用し、経年劣化が著しい野球場バックネット及び一塁側一部のラバー修繕を行い、利用者の利便性、快適性の向上や安全確保が図られました。

続いて、65 ページ、社会体育施設管理に要する経費、旧取手一中体育施設です。施設の維持管理のほか、現在、改修工事をし実施しております体育館耐震補強大規模改修工事単価入替え業務委託を行いました。

最後に、66 ページ、給食センター施設整備に要する経費につきましては、各種業務委託のほか、令和 6 年度におきましては、調理用器具の老朽化により、学校給食用備品として真空冷却機 2 台を購入し、安定した学校給食の提供に努めました。私からの説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。引き続き、飯山政策推進部次長兼文化芸術課長お願いします。

○政策推進部次長兼文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課飯山です。文化芸術課所管の決算について御説明いたします。

資料 43 ページを御覧ください。市民芸術活動の推進に要する経費です。市民芸術活動を推進するため、取手美術作家展、取手市民美術展、市民文化団体による文化祭、市内高等学校全 7 校による取手スクールアートフェスティバルを開催し、幅広い世代への文化芸術活動の活性化と向上に寄与することができました。

続きまして、44 ページ、市民会館福祉会館管理運営に要する経費です。市民の文化活動拠点である市民会館、福祉会館の管理運営に伴う公益財団法人取手市文化事業団への指定管理委託料と、市民会館の舞台装置修繕料、最高グレードのコンサートグランドピアノ、ヤマハ C F X の購入費となっております。安全安心な施設を提供し、文化芸術の振興と住民生活の向上に寄与することができました。

続きまして、45 ページ、東京藝術大学との交流に要する経費です。市内に東京藝術大学がある環境を生かしまして、東京藝術大学卒業・修了作品展における優秀な美術作品と音楽分野の優秀者への市長賞の授与や、市内小・中学校への美術、音楽指導を行う、東京藝術大学との文化交流、公民館でのコンサート、妊産婦向けコンサート、音楽分野市長賞受賞者による記念演奏会など、特色ある事業を実施いたしました。多様な世代への芸術鑑賞の機会を提供することができ、市民の芸術文化の振興と児童生徒の技術の向上を図ることができました。

続きまして、46 ページ、アートのあるまちづくり推進に要する経費です。取手音楽の日取手ジャズフェスティバルでは、ゴールデンウィークに 2 日間、アマチュア無料公演を、市民会館屋外特設会場で、2 月にプロ公演を大ホールで開催いたしました。市内外から多くの方に御来場いただき、音楽あふれるまちづくりを推進し、交流人口

を増やすことができました。取手アートプロジェクトにつきましては、人々の日常生活に芸術が溶け込んでいくよう、市内各所で芸術活動を行いました。大空凧プロジェクトなど、様々なプロジェクトや体験プログラムなどを開催いたしました。また、井野団地における空き家を活用いたしまして、団地の5階フロアを創造的活動を行う入居者レジデンスとして、実験プログラムを実施するなど、身近なところで日常的に市民と芸術がつながることで、地域コミュニティの活性化を図ることができました。JOBANアートライン協議会では、アートアンブレラ事業のほかに、常磐線沿線の風景をテーマに、ポストカードアートコンテストを開催し、アートを基調とした常磐線沿線の活性化につながりました。

最後に48ページ、アートギャラリーの管理運営に要する経費です。主な支出は、アートギャラリー賃借料です。アートギャラリーは、市民が芸術作品を発表し、鑑賞するための重要な交流の場として親しまれており、駅からのアクセスもよく、芸術を身近に感じられる空間として、多くの人々に利用されています。令和6年度は、「取手郷土作家日本画部門展 とりでの今と先駆者たち」、市内保育園等の園児による作品展、「にこにこ元気なとりでっ子！！作品展」を開催し、市内外から多くの方に御来場いただきました。文化芸術課所管の報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。本件に対して、大分資料が多いですけれども、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。はい、櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。教育部長からの御説明の中で、やはり事業として大きかったのは、市内の小・中学校の体育館及び武道場への冷房の設置だと思います。つい先日も、まだ、武道場冷房が設置してない、市内の中学校の部活動のほうで剣道部の生徒が、公民館のホールに行って涼しいところで練習している様子なんかも拝見しました。今現在、令和6年度にこちら決算されて、令和7年度今現在進んでる状態ですけれども、今現在どの程度の進捗状況になってるのか、分かる範囲で結構ですので、お知らせいただければと思います。

○教育長（石塚康英）

はい、澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

教育総務課の澤部でございます。今現在の小・中学校体育館武道場空調設備の設置状況の進捗につきまして御報告を申し上げます。まず現在小学校の体育館のほうから先行して取り組んでおります。小学校の体育館、今現在夏休み各学校の体育館の屋内のほうに空調設備の機械を備え付けるような工事を進めておりまして、私も先日行ってまいりましたが、実際に体育館の上の廊下、キャットウォークというんですけれどもそういうところに空調設備がついているような学校も拝見してまいりました。実際の稼働につきましては、まずは体育館の中を先に物を設置した上で、子どもたちが使えるようにはするんですけれども、そのあと実際には電源の接続とかガス管への接続等の工事がございます。11月末を施工完了見込みと進めておりますので、夏の空調の冷房については難しいかなとは考えておりますが、小学校につきましては、冬の例えば行事とかで暖房を使うということは想定として考えているところでございます。

引き続きまして中学校の体育館、武道場につきましてですけれども、こちらは中学校

の秋の新人戦、こちらが部活動の関係でそれが終わった後に施工するような形で、現在業者の入札等の手続が終わりまして、現在各業者との打合せの状況に入っております。こちらにつきましては中学校は秋口から体育館のほうが一時的に使用が不可となりまして、施工完了予定は2月末を見込んでおります。そのような形で小中学校でそれぞれ少し期間をずらして施工を進めている状況でございます。以上でございます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。では寒い時期の卒業式等は大丈夫ですということで、ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

はい、教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

小学校につきましては卒業式、暖房のほうは場合によっては入れることは可能かと思っております。中学校につきましては2月末の工期ということで工期ぎりぎりということになります。冬の一部の行事につきましては、これまでどおりの御対応をお願いするようなこともあるかなというふうには考えております。以上です。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告29の質疑、御意見を終結します。以上で報告29の議事を終わりにいたします。

承認第23号、取手市教育委員会事務局職員の人事の発令についてを議題にいたします。報告を求めます。澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

引き続きまして承認第23号、取手市教育委員会事務局職員の人事の発令につきまして御説明を申し上げます。

1枚おめくりいただければと思います。保健給食課の給食係は正職員3名の体制により運営をしておりましたが、職員の育児休業等によりまして、常時勤務している正職員が減員となる状況が生じました。給食係の人員体制を強化するため、学務課所属の主事1名につきまして、令和7年8月12日付けで、保健給食課との兼務辞令を発令したものでございます。なお現在、当該職員は、主として保健給食課の職務に従事いただいております。この決定に際しまして、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程に基づき、教育長において専決処分を行いましたので報告し承認を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

それでは本件に対して質疑、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

では質疑、意見なしと認め、これより承認第23号を採決いたします。お諮りします承認第23号は報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって承認第23号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして報告30、令和7年度第1回取手市部活動地域移行推進協議会についてを議題といたします。報告を求めます。稲村スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

スポーツ振興課稲村です。報告 30、令和 7 年度第 1 回取手市部活動地域移行推進協議会について御報告させていただきます。今回の会議につきましては、協議会委員 13 名に加え、茨城県の担当職員 1 名が出席してくださいました。

令和 6 年度の取組について、資料の 3 ページを御覧ください。取手第一中学校、藤代中学校、藤代南中学校の生徒が参加しております。軟式野球クラブの取手ブレイブベースボールクラブや永山中学校と戸頭中学校の生徒が参加しております永山軟式野球クラブの活動報告、剣道におきましては、藤代中学校、藤代南中学校の生徒が参加しております藤代剣道クラブ、取手第二中学校と永山中学校の生徒が参加しております取手二中剣道クラブの活動報告を掲載しております。

また、4 ページには、藤代南中学校、藤代中学校の生徒が参加しております藤代南バレーボールクラブ女子の活動報告、取手第二中学校の生徒が参加しております取手二中空手道クラブの活動報告、取手第一中学校、藤代中学校の生徒が参加しております取手市柔道クラブの活動報告を掲載しております。

令和 6 年度は、市内五つの中学校の 11 の部活動が拠点校を中心に、七つの地域クラブとして活動いたしました。クラブ員数は 124 名、指導者は 11 名で、主に教員の兼職兼業となっております。野球部のない戸頭中学校、バレーボール部のない藤代中学校、剣道部のない永山中学校の生徒も、地域クラブ活動に参加することができ、一つの成果と捉えております。また、県大会、関東大会、全国大会などに出場するなど、全体として充実した活動ができたと考えております。

続きまして 7 ページを御覧ください。令和 7 年度の取組といたしましては、令和 6 年度よりも拡大いたしまして、8 種目、12 クラブのモデル事業を行っております。その中には、文化部であります吹奏楽 2 クラブも含まれております。クラブ員は 280 名で、一つのクラブ平均 23.3 名となり、今年度の目標、20 名を超えております。

次に 8 ページを御覧ください。指導員につきましては、17 名となっております。今年度から、吹奏楽部において、地域の方から指導者を 1 名採用しております。また、左側に、今年度の主なスケジュールを掲載しております。4 月 4 日に、部活動地域移行指導者研修会、7 月 15 日、令和 7 年度第 1 回取手支部活動地域移行推進協議会を開催し、10 月と 2 月の年 3 回開催する予定でございます。広報とりでにおいて、8 月 15 日号に、部活動地域移行の記事を大きく掲載いたしました。9 月には、全中学校で生徒、保護者、教職員、小学校 5、6 年生を対象にアンケート調査の実施を予定しております。また、中学校を訪問し、校長先生、教頭先生からヒアリングを実施し、全中学校の部活動顧問に、地域クラブの活動指導員の希望調査を行う予定であります。また、2 月には、新入生説明会において、小学 6 年生と保護者に対しまして、地域クラブ活動について、説明会を実施する予定であります。

次に、9 ページから 11 ページにおいて、令和 8 年度以降の取組について掲載しております。令和 8 年度より運営団体を立ち上げるために、現在準備を進めております。運営団体の設立に必要な要綱、会則などについては、今後内容を協議していく予定でございます。実施団体として、現在中学校にある部活動を中心とした直営型の地域クラブ活動の取組を進めていくと同時に、地域の団体と連携した地域展開として、多様な活動場所をつくっていかうと考えております。その取組の一環といたしまして、12 ページに掲載しております美術のワークショップやバドミントン講習会の開催を今年度予定しております。

次に、13 ページを御覧ください。先ほど御説明させていただきましたが、運営団体

を設立し、継続的な運営をしていくためには、運営資金が必要になります。現在は、モデル事業の実証期間のため、運営費用を参加者から徴収しておりませんが、令和8年度からは、保護者の皆様から、運営に必要な経費を御負担していただくことを検討しております。昨年9月に行ったアンケート調査を参考に、保護者に御負担いただく費用について、アンケート結果からは、多くの保護者から、費用負担について、「よりよい活動のための負担なので必要」、「参加費はやむを得ない」、「格差が生じないようにしてほしい」というような、肯定的な意見が多数寄せられました。負担金額につきましては、モデル総事業費を、クラブ活動費とクラブ運営費に分けて考えております。クラブ活動費には指導者謝礼が含まれ、クラブ運営費には事務局運営費が含まれています。保護者には、指導者、謝礼分の費用を負担していただく方向で考えております。国は地域格差が生じないようにするため、方針を示す予定と聞いております。

この方針を踏まえて市として適切な費用設定を行いたいと考えております。また、協議会会員の皆様からいただいた御意見につきましては、14 ページから 16 ページに、議事録の詳細を添付しておりますので、御覧いただければと思います。

中学校部活動地域移行に関しましては、様々な課題がございますが、これらの課題に対しまして、国・県をはじめ、他の自治体の動向を把握しながら、調査研究を進め、関係各所への丁寧な説明を行い、取手市にふさわしい地域移行、地域展開を進めていきたいと考えております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。質疑、御意見はございますでしょうか。はい、猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。前にももしかして、この話が出てそういう質問があったり答えがあったかもしれないんですけども、地域移行になってこれから外部からの指導者というの必要かと思うんですけど、今現在の取手市っていうのはそういう外部指導者の一般からの募集というのは行っているのでしょうか。

○教育長（石塚康英）

はい、稲村課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

今現在は行っておりません。ただし、スポーツ協会やスポーツ少年団などの総会とかに出向いて、地域部活動の移行に関しての御説明とかさせていただいて、今後御協力いただければというようなことは、説明して回っております。今現在の保護者の意見としては、やはり兼職兼業の先生にお願いできると非常に安心だとか、そういった御意見もありますので、なかなかこうすぐに地域で見つけるっていうところはちょっと難しいところもございますが、先ほど御説明させていただきましたが、吹奏楽部のほうで、今年2クラブ開始しておりますが、1名に関しては民間の方をお願いして進めているような状況でございますので、今後もその辺も進めていきたいと思っております。以上でございます。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。この間、とある保護者の方が、大学通ってるそうで、その大学では外部指導者のアルバイトというか募集のチラシがあったそうで、大学に。何か、大学までそういう専門的に部活とかスポーツやられると、かなり教え方も上級のというか、ずっと続けているので、何かそういう、近隣の大学とかそういうところにもやはり、声をかけるというか、募集してますなんていうことも行っていければ、よ

り広がるのかなと思ひまして、ちょっとお話しさせていただきました。よろしくお願いします。

○教育長（石塚康英）

稲村課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

貴重な御意見ありがとうございます。民間の人、いろいろ取り入れたいというところはもちろんやまやまなんですけども、やはりいろいろなハラスメントの問題とかそういうものもございますので、そういったことを取り入れるにはやはりいろんな研修とかも考えていかないと考えております。兼職兼業の先生方はそういったハラスメントの研修とかしっかり受けていらっしゃるんで、まずはそういったところに御協力を仰ぎながら、また民間の方にも御協力を得て進めていければなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育委員（猪瀬哲哉）

引き続きよろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。はい、戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

13 ページの受益者負担と指導員の方針についてということで、取手市、それから、各市町村の方針が出ているかと思ひます。多分市町村によってかなりの格差があるかなと思ひて、その前の一つの参考資料かと思ひますが、やはり良い指導者を確保するためには、報酬というのも非常に重要になってくるかと思ひますので、他の市町村を考えながら、決めていただければありがたいと思ひておりますのでよろしくお願いいたします。

9 ページの令和 8 年度以降の取手市の取組についてというところで三つの例が出ているんですけども、これは今のところこの三つを、これからの一つの方向として考えているというところえ方でよろしいんでしょうか。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

お答えさせていただきます。まず一番大きな母体として、運営団体として、仮称で取手市地域クラブ活動推進協議会、事務局として大きな運営団体をまずつくらせていただいて、その下にぶら下がるような形で実施団体として各校、クラブがぶら下がっていくようなイメージで考えております。その中で、今土日部活動を実施してないので、例えば美術部であるとか、陸上部であるとか、こちらに書かれているものに関しては今後進めていきたいんですけども、なかなかクラブ化するのは難しいものに関しても、そのままにはしないで例えばワークショップとか、ほかの地域で行っている、例えば文化サークルであるとかそういったものを御紹介して、受け入れてもらって、そういったもので体験とか、活動してもらうというのも一つの方法ですので、そういったものも考えてるっていうような組織図になっております。

○教育長（石塚康英）

はい、戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

どのような組織にしていくかによって、今、教員の兼職兼業が非常に多い状況なんですけども、これはやっぱり組織的に、将来どういう形に持っていくかによってもやっぱり違ってくる部分かなと思うんですね。一般の方をたくさん取り入れるとか、や

はりこういう形でやっていくとか、やっぱりその辺も一つのこれからの運営の仕方になってくるかと思うので、その辺もしっかりと見極めながら、指導員の募集であったり、そういうふうに努力していただければありがたいと思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

国もこの「地域移行」という言葉から「地域展開」という言葉に使い方変えてるんです。それはやはり今ある既存の中学校の部活をそのまま丸投げして地域でお願いっていうイメージが、ちょっとその言葉から強過ぎると。そうではなくて、新たなもの、各地域の特色を生かした新たなクラブもつくっていくと。単に今あるものを移すだけじゃないよっていう、そういう展開になってきているっていうところ、やはり自分は大事にしたいと思っていて、スポーツ振興課のほうにいろいろお願いをして、今あるものに加えて、特色あるものをつくってこうやってことで今準備をしていただいているところです。はい、櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

一つだけ、受益者負担の参加者と指導員の報酬についてですけど、こちらは主に武道系のクラブに参加している生徒については、例えば柔道であったり剣道であったりでも、地域での、あるいは地域の柔道場とか、柔道を教えるところ、あるいは地域のスポーツ少年団で剣道をやっているとか、そういうような形も多いかと思います。そうするとこの場合、その地域のスポーツ少年団としてのお金を払うと同時に、部活動をするために、月の会費も受益者負担として払わなきゃならないというような、二重にお金を払うような形になる子も多いかと思います。こちらの13ページの表には減免措置のことも記載されておりますので、そういった地域の中で、活動を既にされて、なおかつ中学校のほうでも地域団体と連携した部活動の地域クラブのほうにも入る場合はどうするのかというのを、ちょっと減免措置のほうも御一考をいただければと思います。

○教育長（石塚康英）

はい、稲村課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

減免に関しては、こちらに書かれてるとおり要保護家庭とか準要保護家庭に関しては減免措置を考えているんですけども、今委員がおっしゃったほかのスポーツ少年団とかそういった団体については、例えば、今回土日の部活動を先行して移行していくわけなんですけど、やはり平日の部活動に関してやってる生徒はまたそこである程度お金がかかるところもあるんですけども、今後地域クラブとして運営していくためには、どうしてもやはりこの参加費をどうしても取らなければ運営ができないというところがございますので、その減免については、要保護とか準要保護しか今のところは考えておりません。

この負担金が非常に今ここは悩みどころでして、実際に運営していくにはどれぐらいかかるのかなというところで我々も試算してはいるんですけど、今現在、月の参加費は2,000円から3,000円程度で取らなければならないかなというところで、今内部で検討しているところではございます。

○教育長（石塚康英）

よろしいでしょうか。

それではこれにて、報告30の質疑、意見を終結し、議事を終わりにいたします。

報告31、寄附の受入れについて、飯山政策推進部次長兼文化芸術課長。お願いいた

します。

○政策推進部次長兼文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課飯山です。報告 31、寄附の受入れについて御報告いたします。

寄附者松田朝旭様。寄附の内訳につきましては、資料 3 ページから 6 ページを御覧ください。3 ページ、「ノートルダム尖塔」F 130 号、4 ページ、「菩薩」F 60 号、「サクレクール寺院」F 50 号、「古都トレド」F 50 号、資料 5 ページから 6 ページ、スケッチ 20 枚となります。計 24 点の御寄附となります。

寄附の経緯といたしましては、松田朝旭氏は、1956 年から服部正一郎氏に師事し、取手市や茨城県の風景を数多く描き、発表してまいりました。現在、日本美術家連盟、二科会、県美術展、取手美術作家展の会員を務め、90 歳を迎えなお積極的に活動なさっております。令和 7 年に、取手アートギャラリーで「松田朝旭個展 画業 70 年 これからも」を開催いたしまして、油絵の大作と、スケッチが約 500 点並び、鑑賞者を魅了いたしました。松田朝旭氏は、取手市が芸術文化政策を継続していくに当たり、取手市の文化振興に御活用くださいとして、御寄附なされました。寄附は、取手市美術作品の寄附に係る事務取扱要綱の寄附の条件に合致することから、受入れをさせていただきます。受領日は令和 7 年 7 月 14 日、その他といたしまして、表彰等は御辞退されております。

なお、スケッチ作品につきましては、駅の市民ギャラリーでの展示も御要望なさっておりますので、今後計画してまいります。御報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。質疑、御意見ございますか。すばらしいものを頂戴できるということで大変ありがたく思っています。

以上で報告 31 の議事を終わります。

報告 32、寄附の受入れについてを議題といたします。石橋学務課長。

○学務課長（石橋陽一）

学務課の石橋でございます。報告 32、寄附の受入れについて御報告いたします。

日本畜産振興株式会社代表取締役、安藤貴子様、株式会社常陽銀行取手支店長桃井省吾様から、取手第一中学校において、学校名入りのワンタッチテント 2 張りの御寄附を 7 月 11 日に受け入れたものでございます。3 枚目に写真のほうに掲載されておりますので御覧ください。

こちらにつきましては企業が私募債を発行する際に寄贈ができる仕組みがございまして、そちらを活用して行われたものでございます。なお、感謝状につきましては御辞退をされております。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

質疑、御意見ありますか。こちらは大変すばらしいものでありがたいです。以上で報告 32 の議事を終了いたします。

続きまして報告 33、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題とします。報告を求めます。仲田教育総合支援センター担当課長。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

教育総合支援センター仲田でございます。報告 33、いじめ防止策の取組状況に関する報告について御説明いたします。

8 月 6 日に市民会館で行われました、取手市・北相馬郡教職員一斉研修についてです。

東京理科大学教授の八並光俊先生に、生徒指導提要に基づくいじめの未然防止と対応—知識基盤型制度指導と発達指示的生徒指導の推進—というテーマで御講演をいただきました。

八並先生からは、生徒指導が起きる前に、教員側が生徒指導提要や各学校のいじめ防止基本方針、いじめ重大事態調査に関するガイドラインを読んでおく必要性、日々の授業や学級経営がいじめの防止につながっていることなどについて話がありました。

また、研修会全体を通しまして、若手の教員にとっても、経験豊富な教員にとっても、これまでの児童生徒とのかかわりや、教職員との連携について振り返り、管理職にとっては、学校運営や学校経営を見直すような内容が多く含まれていて、大変有意義な研修会となりました。

資料にもありますように、参加者からも、これから生徒指導を行うに当たっては、いじめ防止対策基本法をはじめとする各種法規や生徒指導提要を改めて読み直す良い機会となりました。「今まで以上に危機意識をしっかりと持ち、子どもたちが安心して生活を送れるようにしていきたいです」のような肯定的な感想が多く見られました。

教育委員会としましても、八並先生のおっしゃる「2読1針1報」の2読の部分、生徒指導提要、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの完読につきましては、市内小・中学校の全教職員に指示し、確認するところまでしていきたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見ありましたらお願いします。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御報告ありがとうございました。本当にいいタイミングで生徒指導提要座長の、日本の第一人者の八並先生を呼んで聞いて、先生方の受け止めっていうのもすごくしっかりしていて、これを熱ではなくてもこれ継続するっていうか、特に生徒指導提要は先ほど教育長との間で話が出たんですけど、しっかり読んでいただいて、何度も読んでいただいて、あるいはもう生徒指導提要というのは生徒支援という方向なので、取手市がやっている全員担任制、教育相談強化とびったりだと思いますので、先生方も本当に意識をされていると思います継続向上に、今回の八並先生のお話をきっかけにしてもらえればいいと思いますし、とても、皆さんの思いが私も伝わってきて、また、八並先生に評判よかったよと、伝えておきたいと思います。感想です。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。はい、戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

ちょっと感想でよろしいですか。保護者からの言葉とか、参加した教員からのところで非常に自分ではあと思ったところが、2ページのところで、ある先生からということで、「教員経験が浅くても保護者は教員のプロとして見ています」という項目と、それから保護者よりのところで、1番上の点なんですけど、「保護者ですが自宅に生徒指導提要があるので」と、これがやっぱり今の教育の現状かなと思ってます。ですから我々教員は昔は研修と修養とよく言われて、研修が大切だと言われてますけども、まさに今はもうそういう社会状況があるということを、私自身認識させられると同時に、反省させられた部分ですので、自分の感想を述べさせてもらいました。以上です。

○教育長（石塚康英）

そのほかいかがですか。よろしいですか。

それではこれにて報告 33 の議事を終了させていただきます。

それでは次にその他に入ります。ここで先ほど議決されましたとおり、その他 1 点目の項目につきまして、都市整備部の職員に出席を求めます。少々お待ちください。

〔都市整備部の職員が着席〕

○教育長（石塚康英）

それではその他の 1 点目、都市整備部より取手駅西口 A 街区第一種市街地再開発事業についての報告をお願いします。中村都市整備部次長兼中心市街地整備課長。

○都市整備部次長兼中心市街地整備課長（中村有幸）

それでは、都市整備部より、取手駅西口 A 街区における再開発事業全体の進捗状況及び図書館機能を中心とした複合公共施設の検討状況につきまして、教育委員の皆様にご報告をさせていただきます。

初めに、再開発事業全体に関する経過につきまして、御報告をさせていただきます。まず、再開発準備組合が、新たな事業協力者である株式会社フージャースコーポレーション、本社が東京都千代田区になります。こちらと事業協力協定の締結に至った件でございます。従前の事業協力者であった大京及び戸田建設との事業協力関係の解消を受け、準備組合及び市としましては、新たな事業協力者を選定し、事業協力に関する協定を締結すべく、様々な協議、調整、交渉などを行ってきた結果、8 月 8 日付けで、準備組合がフージャースと事業協力協定を締結するに至りましたので、協定締結に至る経過を御説明させていただきます。

準備組合及び市としましては、従前の事業協力者と同様に、事業計画立案などの専門的、技術的な分野に関する協力のみならず、本組合設立までの資金の立替えや、事務局業務なども含む包括的な事業協力を行っていただけた事業者を選定すべく、様々な事業者と協議や交渉などを進めてまいりました。こうした協議、交渉プロセスの中で、フージャースが西口 A 街区の再開発事業について関心を持っていたことから、これを契機として、協議、交渉を開始し、継続してきたものでございます。こうした協議、交渉プロセスを経て、7 月 11 日に開催された準備組合の理事会におきまして、フージャースから事業協力、事業計画案などに関する提案内容の説明を受け、その上で準備組合において、施設計画案や収支計画案などの内容を総合的に検討した結果、再開発事業が実現可能であると判断し、また、資金の立替えや、事務局業務に関する事業協力も行っていただけた意向であるということも考慮に入れて、総合的な観点から慎重に検討した結果、準備組合の理事会におきまして、フージャースを新たな事業協力者として進めていく方針に決定しました。こうした経過を経て、8 月 6 日に準備組合の臨時総会を開催し、フージャースを新たな事業協力者に選定する旨の議案について、組合員の全員一致で可決に至り、これを受けて準備組合と 8 月 8 日付けで正式に事業協力協定を締結するに至ったものです。

続いて、再開発事業について、市としまして都市計画決定手続を再度進めていくこととした件でございます。今回、準備組合において、変更後の施行予定区域における事業計画案がまとまり、また、新たな事業協力協定を締結したことにより、変更後の施行予定区域における再開発事業の実現性の高まったことを受け、準備組合から市に対して、停止していた都市計画決定手続を再度進めてほしい旨の依頼文書を 8 月 8 日に受領したところでございます。市としましては、再開発事業の実施によっ

て、駅前のにぎわい創出や活性化につながる効果が期待可能であり、再開発事業を施行する意義は非常に大きいと考えていることから、準備組合からの依頼を受けて、変更後の施行予定区域に関して、都市計画決定手続を進めていくこととし、既に一部の手続には着手しているというところでございます。具体的には関係機関や県との下協議などにつきましては、既に着手をしているところであり、こうした手続は順調に進捗をしている状況です。

今後の都市計画決定のスケジュールとしましては、まず、10月に、住民説明会と公聴会の開催を予定しております。その後、12月下旬から来年1月頃にかけて、都市計画案の縦覧を行い、来年1月から2月に市の都市計画審議会への付議や、県との本協議を行い、来年2月から3月の都市計画決定を目指しているところでございます。また、再開発事業全体のスケジュールに関しましては、工事期間につきまして3年間と見込んでおりましたが、事業協力者との協議の結果、4年間を要する見込みとなったことから、事業完了予定は1年後ろ倒しとなり、令和13年度となりました。

続きまして、複合公共施設の検討状況につきまして、御報告をさせていただきます。まず、現在、変更作業を進めている複合公共施設の基本構想の素案に関する変更箇所の概要につきまして、説明をさせていただきます。複合公共施設の基本構想の素案の中では、再開発事業の施設計画案や概算事業費に言及している部分があるため、その部分につきましては、再開発事業の変更に合わせて変更することとなります。再開発事業の施行予定区域の変更に伴い、再開発事業の概算事業費や施設計画案が変更となっております。概算事業費につきましては、変更前は約177億円でありましたが、変更後は約187億円となり、約10億円上昇することとなります。主な増額分は、工事費の増額によるものであり、再開発事業の施行予定区域の面積は縮小となったものの、建築工事コストが上昇していることを受けまして、総事業費につきましては、増額となる見込みとなったものです。

施設計画につきましては、再開発事業の施行予定面積が変更となったことにより、全体の延床面積は約3万800平米から約2万8,200平米に縮小となりました。また、非住宅棟につきましては、ワンフロア当たりの床面積が、変更前は約1,800平米であったところが約1,000平米となります。また、住宅棟につきましては、変更前は約200戸でありましたが、変更後は約250戸となります。地上20階の階数とすることは変更ございませんが、住宅戸数は増加することになります。非住宅棟の一層あたりの床面積が縮小となったことに伴い、複合公共施設の面積は約4,000平米から約4,500平米を想定していることから、変更前は2.5フロア程度を使って整備する予定であったものが、変更後は、4フロアから4.5フロア程度を使って整備する方針といたしました。こうした方針とすることに伴い、機能配置の考え方も見直すこととなります。機能配置の考え方につきましては、ペDESTリアンデッキとつながる3階及び駅前広場に面する1階をエントランスとし、エントランスフロアに吹き抜けを設けるなどして、開放的な空間を確保していきたいと考えております。

また、複合公共施設の想定事業費のイニシャルコストにつきましては、再開発事業全体の総事業費が上昇したことにより、それに対応して、床の単価が上昇することが想定されることから、市の床の購入金額も上昇することが見込まれることを勘案し、変更前は43億円から48億円としていたところが、変更後は1億円増額し、44億円から49億円と想定しております。もっとも、この金額は、現時点における想定額であるため、今後行います具体的な検討作業のプロセスにおいて変更となる可能性がござ

います。

以上が基本構想素案の主な変更点であり、10月には基本構想の変更案について、再度パブリックコメントを行っていく予定としております。以上、複合公共施設の基本構想素案の変更点の概要についての御報告となります。

続いて、基本構想の次のステップとなる複合公共施設整備に関する基本計画を策定するための策定支援業務委託料1,500万円を、9月議会に補正予算として計上させていただく点につきまして御報告をさせていただきます。

基本計画の策定作業につきましては、策定支援業務を委託することを予定しており、委託業者の選定に当たりましては、公募型プロポーザルを実施することを検討しております。また、基本計画の策定プロセスにおきましては、広く市民の皆さんの意見を聴取し、計画内容に反映させていきたいと考えており、そのための具体的な手法につきましては、例えば市民アンケートや住民説明会、ワークショップの実施などの手法を考えております。今回、基本計画を策定していくための業務委託料について、補正予算に計上させていただくことで、基本構想の策定、公表後、速やかにプロポーザルの準備作業に着手することが可能となり、結果的に基本計画の策定作業を早期に着手することが可能となります。これによって、再開発事業の施行予定区域の変更の影響によって生じていた複合公共施設整備の検討プロセスの遅れをある程度短縮することができることに加えて、市民意見の聴取プロセスなどについて、時間をかけて丁寧に行うことができるようになると考えております。

このように、9月議会における、補正予算の計上につきましては、なるべく早期に複合公共施設の基本構想、基本計画の策定作業に着手することによって、検討プロセスの遅れを短縮し、基本計画の策定作業をより丁寧かつ慎重に進めていくためのものですので、御理解をお願いいたします。

以上、御報告をさせていただきました。教育委員の皆様におかれましては、再開発事業及び複合公共施設整備に関して、御心配をおかけしているところもあるとは思いますが、準備組合、市及び事業協力者が協力して、再開発事業及び複合公共施設整備の実現化に向けて、尽力してまいる所存でございますので、御理解と御協力をお願いいたします。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。委員から何か確認をしたいことがございますでしょうか。はい、櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。取手の駅前が一新するような、そんな計画ですので、私ども教育委員含めた市民の皆さんの興味関心も非常に大きいと思います。

先ほど御説明にもありましたように、期間がちょっと変わったということで、改めて市民の皆さんにきちんと説明し、またいろいろな御意見を伺う時期が少し長くとれたということですが、この基本構想を今こういう状態ですとか、どういうふうになりますよというようなのは、どのように市民の方にお知らせしていくようにしていく計画でしょうか。

○教育長（石塚康英）

はい、都市整備部中村次長。

○都市整備部次長兼中心市街地整備課長（中村有幸）

お答えさせていただきます。基本構想につきましては、今策定作業を進めていると

いうところでございます。施行区域が変更になったことによりまして、施設計画や概算事業費、こういったところの変更となったことから、それを反映させた基本構想の策定作業を進めております。今後、10月から11月にかけて、この基本構想のパブリックコメントを行いまして、市民の皆さんの御意見を伺いたいというふうに思っております。その御意見をいただいた上で、12月にはこの基本構想の策定ということで進めていきたいというふうに思っております。

またこの基本構想の次のステップであります基本計画の策定の中では、基本構想を具体化するという事になってございますので、その具体化する過程の中で、市民の皆さんの幅広い意見を、市民アンケートや、住民説明会、ワークショップなどの手法を用いながら意見を伺って、より市民の皆さんが望まれるような施設を目指していきたいというふうに考えております。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。その基本構想をどういうふうに知らせるかという媒体なんですけれど。広報とかでお知らせいただくとか。

○教育長（石塚康英）

都市整備部次長。

○都市整備部次長兼中心市街地整備課長（中村有幸）

申し訳ございません。基本構想のお知らせの媒体は、もちろん広報も掲載させていただきますし、あとはホームページ、公表するという内容につきましてメルマガであったり、LINEであったりと、そういうところで幅広く公表していきたいというふうに思っております。以上です。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。よろしいですか。それではありがとうございます。都市整備部の職員の皆さんは御退席をお願いします、お疲れさまでした。

〔都市整備部の職員が退席〕

○教育長（石塚康英）

続きましてその他の2点目、取手市立取手小学校の樹木の倒木についての報告をお願いします。澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

教育総務課の澤部でございます。報告の2点目としまして取手市立取手小学校の樹木倒木について御報告を申し上げます。

8月11日の夜のことになります。取手小学校の敷地内の樹木の倒木が発生いたしました。幸いなことに人的被害はなかったんですけれども、近隣民家の方への物的被害を及ぼす事故が発生をいたしました。私も当日直接現場のほう確認をさせていただきましたし、翌日、教育長も御訪問をいただいているところです。現場の確認とあと御迷惑をおかけしたことにつきましておわびを申し上げたところです。倒木した樹木につきましては翌日中に業者の方で撤去をいただきますとともに、被害住宅の屋根、外壁の仮補修作業につきましても翌日中に業者の方によって施工完了しております。現在、被害住宅の本復旧に向けて取組を進めているところでして、引き続き被害に遭われた方に寄り添って対応してまいりたいというふうに考えております。

その上で、今回の事故を受けまして、市内小・中学校全20校につきまして、8月13日から15日にかけて教育委員会職員におきまして、学校敷地内樹木の緊急点検を行いました。また、ダブルチェックといたしまして、各学校にも樹木の緊急点検

を依頼したところです。その結果、今すぐに倒木するおそれのあるような樹木は確認はされませんでした。が、老化が進んでいるように見える樹木ですとか、あるいは枝枯れ等将来的な倒木の可能性が否定できないような樹木につきましては、業者に専門的な見地での相談を行った上で、今後、伐採や枯れた部分の剪定等の対応をしてまいりたいと考えております。また、廃校校のほうも確認をいたしまして、そちらのほう一部気になった木につきましては教育委員会事務局職員のほうで直接伐採等の対応も先日行ったところでございます。

また、あわせまして緊急点検の際に、学校周辺敷地周辺の樹木で立ち枯れ等が確認できたものもございました。こちらにつきましては学校施設の敷地内ではありませんが、関係する市の課のほうに報告をし情報共有を図ったところでございます。

今回非常に御迷惑をおかけする事態となったわけですが、今後も児童生徒の安全をまずは第一に考えまして、日常的な教育委員会職員、学校教職員の皆様による確認を行い、学校敷地内の樹木の状況把握、適正管理に努めてまいりたいというふうに考えております。私からの報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

何か確認したいことございますか。はい、猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御対応ありがとうございました。屋根にいくということですからかなり大きな木だったのかなっていうのを想像できるんですけど、今回の資料にもあります通学路安全対策推進会議でも何かそういう通学路で、そういう木とか危ないところあったら、子どもたちと保護者も一緒に通ることもあると思うんで、そういうところからも情報がこれからもらえるとありがたいかなと思っております。以上です。

○教育長（石塚康英）

今回の倒木したところは取手小学校の校庭のフェンスの外なんですね。フェンスの外の斜面林にあり、学校の安全点検においては、想定だけでもやはりフェンスのところまで、なかなか斜面まで下りてってということが難しいっていうそういう状況だったのかと思うんですが、いずれにしてもやはり我々の管理している敷地なので、教育委員会と学校と連携して、そういった部分も見逃さないようにしていく必要があるのかなと今考えているところです。

それでは以上で、2点目を終わりにします。

3点目、事務局から報告をお願いします。

○教育総務課課長補佐（鴨川幸子）

事務局から報告いたします。まず、冒頭の教育長報告で御報告したものの以外の三つの行事をその他の行事報告として配布しております。ふじしろ図書館夏休み夕涼みお話し会、令和7年度第1回通学路交通安全対策推進会議の開催について、学校運営協議会の開催についての内容です。御確認をお願いいたします。

次に、9月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてです。御手元に、9月の予定行事報告書を報告表をお配りしておりますので、こちらも御確認ください。また、教育委員会定例会は9月25日木曜日の午前中の予定となっております。また、文書で御通知を差し上げますので、御確認をお願いいたします。事務局からの報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。何か確認したいことございますか。よろしいでしょうか。

それでは長時間にわたって大変お疲れさまでございました。以上で今定例会に付議された事案の審議は全て終了しました。これをもちまして、令和7年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 21 分閉会